

京都市訓令甲第 8 号  
庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

京都市行政資料管理規程の一部を次のように改正する。

平成 25 年 3 月 29 日

京都市長 門 川 大 作

令達先を次のように改める。

庁 中 一 般  
区 役 所  
事 業 所

第 3 条第 1 項第 4 号を削り，同項第 5 号を同項第 4 号とする。

附 則

この訓令は，平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)